

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項								
茨木保健所	<p>行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 787"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 510 649 552">種別</th> <th data-bbox="649 510 834 552">承認数量</th> <th data-bbox="834 510 1243 552">目的</th> <th data-bbox="1243 510 1629 552">承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 552 649 787">建物</td> <td data-bbox="649 552 834 787">1.17㎡</td> <td data-bbox="834 552 1243 787">ギャンブル等依存症対策基金・大阪府文化振興基金寄附型自動販売機共同設置事業にかかる寄附型自動販売機の設置</td> <td data-bbox="1243 552 1629 787">(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、承認期間が「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>				種別	承認数量	目的	承認期間	建物	1.17㎡	ギャンブル等依存症対策基金・大阪府文化振興基金寄附型自動販売機共同設置事業にかかる寄附型自動販売機の設置	(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況)</p> <p>第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	承認数量	目的	承認期間										
建物	1.17㎡	ギャンブル等依存症対策基金・大阪府文化振興基金寄附型自動販売機共同設置事業にかかる寄附型自動販売機の設置	(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月24日）